

国総動指第10号
平成21年6月17日

社団法人高層住宅管理業協会 理事長 あて

国土交通省
総合政策局不動産課長

マンション管理の適正化について（要請）

昨年10月下旬から概ね3ヶ月間において、マンション管理業の適正な運営を確保することを目的とした全国一斉立入検査(平成20年度)を実施したところである。なお、今回は、各地方整備局等が所管する全国のマンション管理業者のうち任意に101社を抽出し立入検査を実施した。

立入検査時においては、業務に関する法令遵守状況の確認、及び法令指導等を行った。今回の検査では、昨今多発している財産毀損事件等を踏まえ、管理業務主任者の設置、重要事項の説明等、契約の成立時の書面の交付、財産の分別管理及び管理事務の報告の5つの重要項目を中心に検査を行った。検査の結果、一部の項目において改善が見られるものの、法令遵守が不徹底な状況が確認された。なお、今回、是正指導を実施した36業者の中には、貴協会会員であるマンション管理業者も含まれていたところである。

同様の要請については、例年、全国一斉立入検査の結果を踏まえ貴協会あて行ってきたところであるが、依然として貴協会会員会社において適正化法違反が見られることは誠に遺憾である。

国土交通省としては、今回の全国一斉立入検査の結果を踏まえ、今後も、引き続き、立入検査等による法令指導體制の強化を図るとともに、悪質な適正化法違反に対しては、適正化法の規定及び監督処分基準に従い、厳正かつ適正に対処して参る所存である。

貴協会においても、法令遵守のための会員指導として導入したモニタリング制度を活用し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく指定法人として、より一層、社員等に対する法令遵守の徹底を図るための研修活動等を推進し、マンション管理業務全般の適正化に向けた会員指導等を図られたい。

なお、今回の要請を受けての会員指導等の実施状況については後日報告されたい。